

(別紙) 被告認否書

1 「第1 被告各製品」について

認否の限りでない。

5 2 「第2 外観及び名称」について

認める。

3 「第3 被告各製品のプレス操作時の画面表示について」について

第1文（「被告各製品のディスプレイ部は・・・」）ないし第6文（「なお、
圧力によるディスプレイの・・・」）については、被告各製品には、ディスプレ
10 イを深く押す力の感知により基本操作を素早く簡単に実行できる「3D Touch」
と呼ばれる機能が備わっていること、当該機能により、平成30年3月9日付被
告製品説明書3頁の「(i)」及び「(ii)」の動作が可能であることは認める。その
余の被告各製品の構成に係る主張については否認するが、構成要件A及びBの充
足性については争わない。

15 第7文（「以下に、被告各製品を・・・」）については認否の限りでない。

(1) 「1. iOS ホーム画面におけるアイコン操作時」について

ア 第1文（「被告各製品を起動させると・・・」）ないし第4文（「続いて、
カメラアイコンの表示位置を・・・」）は認める。

イ 第5文（「この際、プレスしたカメラアイコン以外の・・・」）は否認す
20 る。

プレスによる表示変化については、乙1の2頁以下「①」に記載のとおり
である。すなわち、被告各製品のiOSのホーム画面において、例えば、カ
メラアプリのアイコンをプレスすると、当該アイコンの色が灰色に変化し、
さらにプレスすると、当該アイコンの色が元に戻るとともに、その周囲には、
当該アイコンと一体をなす半透明の枠が現れ、プレスの力に応じて当該半透
25 明の枠の大きさが変化し、当該アイコン及び当該半透明の枠以外の領域がデ

フォーカス状態に変化する。

ウ 第6文（「図1-4の表示画面が・・・」）は否認する。

「図1-4の表示画面が表示されている状態で、ディスプレイから指を離すと、図1-4の画面が表示されたままの状態が維持される」との事実はなく、この状態でディスプレイから指を離すと、図1-1の表示画面に戻る、というのが正確である。

エ 第7文（「図1-5～図1-8は・・・」）は不知。

なお、原告は、図1-5及び1-6について、図1-1及び1-2の中のカメラアイコン付近の領域を拡大したものと主張するが、図1-5及び1-6と図1-1及び1-2とでは背景が異なっており、図1-5及び1-6が図1-1及び1-2の中のカメラアイコン付近の領域を拡大したものとは考えられない。

オ 第8文（「なお、図1-5、図1-6及び図9と・・・」）は不知。

なお、原告は「図9」と主張するが、「図9」は、平成30年3月9日付被告製品説明書中に存在しない。

(2) 「2. メールアプリケーションにおけるリンク表示操作時」について

ア 第1文（「iOS ホーム画面で・・・」）ないし第3文（「続いて、メールの表示位置を・・・」）は認める。

イ 第4文（「プレスしたメール以外の部分が・・・」）は否認する。

プレスによる表示変化については、乙1の4頁以下「②」に記載のとおりである。すなわち、iOS ホーム画面でメールアプリのアイコンをプレスすると、メールアプリが起動して、図2-1の画面が表示される。被告各製品の表示画面に表示される受信メール等のリスト中に表示された個々のメールをプレスすると、当該メールの色が灰色に変化し、さらにプレスすると、当該メールの色が元に戻るとともに、プレスの力に応じて、当該メールの大きさが変化し、当該メール以外の領域がデフォーカス状態に変化する。

(3) 「3. メッセージアプリケーションにおけるリンク表示操作時」について

ア 第1文（「iOS ホーム画面で・・・」）ないし第3文（「続いて、メッセージの表示位置を・・・」）は認める。

イ 第4文（「プレスしたメッセージ以外の部分が・・・」）は否認する。

5 プレスによる表示変化については、乙1の7頁以下「③」に記載のとおりである。すなわち、iOS ホーム画面でメッセージアプリのアイコンをプレスすると、メッセージアプリが起動して、図3-1の画面が表示される。被告各製品の表示画面（図3-1）に表示されるメッセージをプレスすると、当該メッセージの色が灰色に変化し、さらにプレスすると、当該メッセージの色が元に戻るとともに、プレスの力に応じて、当該メッセージの大きさが変
10 化し、当該メッセージ以外の領域がデフォーカス状態に変化する。

(4) 「4. Safari アプリケーションにおけるリンク表示操作時」について

ア 第1文（「iOS ホーム画面で・・・」）ないし第3文（「続いて、リンクの表示位置を・・・」）は認める。

15 イ 第4文（「プレスしたリンク以外の部分が・・・」）は否認する。

プレスによる表示変化については、乙1の10頁以下「④」に記載のとおりである。すなわち、iOS ホーム画面で Safari アプリのアイコンをプレスすると、Safari アプリが起動して、図4-1の画面が表示される。被告各製品の表示画面（図4-1）に表示される Safari アプリケーションにおけるリンクをプレスすると、当該リンクの色が灰色に変化し、さらにプレスすると、当該リンクの色が元に戻るとともに、プレスの力に応じて、当該リンクの大きさが変
20 化し、当該リンク以外の領域がデフォーカス状態に変化する。

(5) 「5. Safari アプリケーションにおけるお気に入りアイコン操作時」について

25 ア 第1文（「iOS ホーム画面で・・・」）は認める。

イ 第2文（「Safari アプリの・・・」）については、一定の操作を経るこ

とにより、ユーザが「お気に入り」に登録しているアイコンが図5-1と同様に表示されることは認める。

ウ 第3文（「これらのお気に入りの・・・」）ないし第6文（「プレスしたアイコン以外の・・・」）は不知。

5 なお、乙11記載のとおり、お気に入りアイコンの一つをプレスすると、当該アイコンの色が灰色に変化し、さらにプレスすると、当該アイコンの色が元に戻るとともに、その周囲には、当該アイコンと一体をなす長方形の白い枠が現れ、当該アイコン及びこれと一体をなす長方形の白い枠以外の領域がデフォーカス状態に変化する。

10 エ 第7文（図5-4は・・・）は不知。